## 新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】 ( 調査 ) 測量 設計 用地 備考 後 現 行 改 正 第1編 共通編 第1編 共通編 第1章 総則 第1章 総則 第1-1条~第1-3条 【 省 略 】 第1-1条~第1-3条 【 省 略 】 第1-4条 業務の着手 第1-4条 業務の着手 [削除] 受注者は、特別仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内 1 受注者は、特別仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に調 に調査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術 査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が 者が調査業務等の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始すること 調査業務等の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをい をいう。 う。 [削除] 2 前項の業務の着手に際し、受注者は、別に定める様式により「着手届」を調 事務取扱要領の改定に伴い、着 査職員に提出しなければならない。 手届の提出について削除 第1-5条~第1-43条 【 省 略 】 第1-5条~第1-43条 【 省 略 】 第2編 農業農村整備事業編 【 省 略 】 第2編 農業農村整備事業編 【 省 略 】 第3編 森林整備保全事業編 【 省 略 】 第3編 森林整備保全事業編 【 省 略 】

用地

カI III 改 正 後	<b>ア</b> リ パペ <b>父</b>	伊里 設計 用地 <b>備 考</b>
第1編 共通編	<u>第1編 共通編</u>	thi '7
第1章 総則 第1-1条~第1-4条 【 省 略 】	第1章 総則 第1-1条~第1-4条 【 省 略 】	
第1-5条 業務の着手 「削除」 受注者は、特別仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に調査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が調査業務等の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。 「削除」	第1-5条 業務の着手 1 受注者は、特別仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に調 査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が 調査業務等の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをい う。 2 前項の業務の着手に際し、受注者は、別に定める様式により「着手届」を調 査職員に提出しなければならない。	事務取扱要領の改定に伴い、 手届の提出について削除
第1-6条~第1-41条 【 省 略 】	<u> </u>	子伸の使用にづいて削除
第2編 農業農村整備事業編 【 省 略 】	第2編 農業農村整備事業編 【 省 略 】	
第3編 森林整備保全事業編 【 省 略 】	第3編 森林整備保全事業編 【 省 略 】	

<b>が</b> IH <b>バ</b>			
改 正 後	現行	備考	
第1編 共通編	第1編 共通編		
第1章 総則 第1-1条~第1-3条 【 省 略 】	第1章 総則 第1-1条~第1-3条 【 省 略 】		
第1-4条 業務の着手 「削除」 受注者は、特別仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内 に調査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術 者が調査業務等の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始すること をいう。 「削除」	第1-4条 業務の着手 <u>1</u> 受注者は、特別仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に調 査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が 調査業務等の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをい う。 <u>2</u> 前項の業務の着手に際し、受注者は、別に定める様式により「着手届」を調 査職員に提出しなければならない。		
第1-5条~第1-43条 【 省 略 】	第1-5条~第1-43条 【 省 略 】		
第2編 農業農村整備事業編 【 省 略 】	第2編 農業農村整備事業編 【 省 略 】		
第3編 森林整備保全事業編 【 省 略 】	第3編 森林整備保全事業編 【 省 略 】		

7 7  11-1	アプ バン 全	例重 队们 //1地
改 正 後	現行	備考
第1編 共通編	第1編 共通編	
第1章 総則 第1-1条~第1-4条 【 省 略 】	第1章 総則 第1-1条~第1-4条 【 省 略 】	
第1-5条 業務の着手 「削除」 受注者は、特別仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内 に調査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術 者が調査業務等の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始すること をいう。 「削除」	第1-5条 業務の着手 ① 受注者は、特別仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に調査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が調査業務等の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。 ② 前項の業務の着手に際し、受注者は、別に定める様式により「着手届」を調査職員に提出しなければならない。	事務取扱要領の改定に伴い、着 手届の提出について削除
第1-6条~第1-42条 【 省 略 】	第1-6条~第1-42条 【 省 略 】	
第2編 農業農村整備事業編 【 省 略 】	第2編 農業農村整備事業編 【 省 略 】	
第3編 森林整備保全事業編 【 省 略 】	第3編 森林整備保全事業編 【 省 略 】	